

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、防火対象物が消防法令に適合している旨の通知書の交付及び旅館、ホテルにおける消防用設備等の設置状況、防火管理の状況等についての旅行関係者からの照会に対する回答に関する事務処理について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。(ろ)(は)(ほ)

第2章 防火対象物が消防法令に適合している旨の通知書(は)

(主体)

第2条 防火対象物が消防法令に適合している旨の通知書(第1号様式。以下「消防法令適合通知書」という。)の交付に関する事務処理は、当該防火対象物の所在する地域を管轄する消防署長(以下「署長」という。)が行うものとする。(ろ)(は)(ほ)

(判定基準)

第3条 消防法令の適否の判定は、別表に掲げる基準によるものとする。(ろ)(は)(に)

(申請)

第4条 消防法令適合通知書の交付を受けようとする防火対象物の関係者は、消防法令適合通知書交付申請書(第2号様式)により署長に申請するものとする。(ろ)(は)(ほ)

2 前項の申請をする場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。(に)

- (1) 申請防火対象物の許可等に係る申請書の写し
- (2) 建築図面(案内図、配置図、平面図、立面図等)
- (3) その他申請に必要な資料

(調査)(ほ)

第5条 署長は、前条第1項の申請があった場合は、書類確認及び立入検査により消防法令の適合状況について調査するものとする。ただし、浜松市防火基準適合表示制度実施要綱(平成26年8月20日付け浜消局達第83号。以下「表示要綱」という。)第7条の規定により表示マークの交付を受けている防火対象物の関係者からの申請に係るものにあつては、立入検査を省略することができる。(ろ)(ほ)

2 前項の結果は、消防法令適合状況調査結果報告書(第3号様式)により署長に報告するものとする。(ろ)(ほ)

3 調査は、原則として防火対象物の全体をとらえて判断するものとする。(ろ)(ほ)

(通知)

第6条 調査の結果、適合している場合は、申請者に対して消防法令適合通知書を交付するものとする。(は)(ほ)

2 調査の結果、不適合である場合は、申請者に対して回答書(第4号様式)を交付するものとする。(は)(ほ)

第3章 旅行関係者からの照会に対する回答(ろ)(は)

(主体等)(ろ)

第7条 旅館、ホテルにおける消防用設備等の設置状況、防火管理の状況等についての旅行関係者からの照会に対する回答は、署長が回答書(第5号様式)により行うものとする。

(ろ)(は)(に)(ほ)

(消防法令適合状況)

第8条 消防法令適合状況として求めに応じ、回答する事項は、次に掲げるものとする。

(ろ)(は)(に)(ほ)

(1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の2の2に規定する防火対象物の点検及び報告の状況(ほ)

(2) 法第8条の2の3に規定する防火対象物の点検及び報告の特例の状況(ほ)

(3) 表示要綱に規定する表示マークの交付の状況(ほ)

(4) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2の規定による点検及び報告の状況(ほ)

(5) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3の規定による特例の状況(ほ)

(6) 直近の立入検査の結果

(守秘義務)

第9条 前条に規定する回答を行う場合には、法第4条第4項に規定する守秘義務に留意するものとする。(ろ)(に)(ほ)

附 則(平成16年2月2日浜消達第9号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月25日浜消達第85号)(い)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年2月28日浜消達第23号)(ろ)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月8日浜消局達第118号)(は)

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日浜消局達第181号）（に）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月21日浜消局達第84号）（ほ）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)(い)(ろ)(は)(に)
判定基準

命令事由の有無	消防法(以下「法」という。)法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項の規定による命令(審査対象物の位置、構造、設備、又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けるべき事由が現にないこと。
防火対象物点検の特例認定の取消し事由の有無	法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。
防火対象物の点検及び報告の実施	消防法施行規則(以下「省令」という。)第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。
防火対象物点検の虚偽報告の有無	法第8条の2の2第1項の報告について虚偽の報告をしていないこと。
防火管理者選任(解任)届出書の有無	省令第3条の2第1項の届出がされていること。
防火管理に係る消防計画作成(変更)届出書の有無	省令第3条第1項の届出がされていること。
自衛消防組織設置(変更)届出書の有無	消防法施行令(以下「政令」という。)第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、省令第3条第2項に定める事項が審査防火対象物の消防計画に定められていること。
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、省令第3条第3項に定める事項が審査防火対象物の消防計画に定められていること。
防火管理に係る消防計画の実施	省令第3条第1項各号に定める事項のうち、審査防火対象物の消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。
自衛消防組織の業務の実施	政令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、省令第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、防火管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。(防災管理に係る消防計画の実施において同じ。)
共同自衛消防組織の決定	政令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)のうち、政令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、省令第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、防火管理に係る消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。

防火管理に係る訓練の実施回数	防火管理に係る消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。
防火管理に係る訓練の事前通報の有無	防火管理に係る消火及び避難訓練の実施にあたり消防機関に通報していること。
統括防火管理者選任(解任)届出の有無	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、省令第4条の2第1項の届出がされていること。
全体についての消防計画作成(変更)届出の有無	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、省令第4条第1項の届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い(貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。)の届出(消防法第9条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。)がされていること。
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等又は特殊消防用設備等が、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。 ・消防用設備等の設置に当たり、政令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたとときの条件を全て満たしていること。
設置届出書の有無	法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年4月1日付消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 ・消防用設備等にあつては、省令第31条の6第3項第1号に規定する期間ごと、特殊消防用設備等にあつては、省令第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。
危険物施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・法第10条第4項に規定する基準に適合し、維持されていること。 ・法第11条第1項に規定する設置及び変更の許可をうけていること。 ・法第11条第6項に規定する届出がされていること。 ・法第11条の4第1項に規定する届出がされていること。 ・法第12条の7第2項に規定する届出がされていること。 ・法第13条第2項に規定する届出がされていること。 ・法第13条第3項に規定する危険物取扱者以外の者の危険物取扱いが行われていないこと。(甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会のある場合を除く。) ・法第14条の2第1項に規定する認可を受けていること。 ・法第14条の3の2に規定する点検が行われていること。 ・法第14条の4に規定する組織が置かれていること。

防災管理点検の特例認定の取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。
防災管理点検及び報告の実施	省令第51条の12第2項において準用する同令第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。
防災管理点検の虚偽報告の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の報告について虚偽の報告をしていないこと。
防災管理者選任（解任）届出書の有無	省令第51条の9において準用する同令第4条の届出がされていること。
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	省令第51条の8第1項の届出がされていること。
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、省令第51条の8第2項において準用する同令第3条第2項に定める事項が審査防災管理対象物の消防計画に定められていること。
管理権原を有する範囲	防災管理対象物の管理について権原が分かれている場合は、省令第51条の8第2項において準用する同令第3条第3項に定める事項が審査防災管理対象物の消防計画に定められていること。
防災管理に係る消防計画の実施	省令第51条の8第1項各号に定める事項のうち、審査防災管理対象物の消防計画に定められている事項が定めたとおり適切に実施されていること。
防災管理に係る訓練の実施回数	防災管理に係る避難の訓練を年1回以上実施していること。
防災管理に係る訓練の事前通報の有無	防災管理に係る避難の訓練の実施にあたり消防機関に通報していること。
統括防災管理者選任（解任）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項の届出がされていること。
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、省令第51条の11の2において読み替えて準用する省令第4条第1項の届出がされていること。
火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	浜松市火災予防条例（以下「条例」という。）第3章に規定する基準を満たしていること。
指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	条例第4章に規定する基準を満たしていること。

留意事項 防火対象物に判定項目に係る基準が適用されない場合は、当該判定項目は除外する。

第1号様式(第2条関係) (ろ)

浜 消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長



消防法令適合通知書

年 月 日付けで交付申請のあった下記の防火対象物については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

1 名称

2 所在地

3 立入検査実施日

年 月 日

4 申請理由区分

旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設
備の変更届出

国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項
の規定による登録

国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条
第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の
届出

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第3条の規定による営業許可

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可
公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可
その他()

5 備考

第2号様式(第4条関係) (ろ)

年 月 日

(あて先)

浜松市 消防署長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称及
び代表者氏名

印

消防法令適合通知書交付申請書

下記の防火対象物に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称

2 所在地

3 申請理由区分

旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可
旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は
設

備の変更届出

国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項
の規定による登録

国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条
第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の
届出

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第3条の規定による営業許可

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可

公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可

その他

受付欄		交付番号	
-----	--	------	--

申請上の注意事項

- 1 「申請理由区分」は、当該申請理由に応じ、印にレ点を記入すること。
- 2 当該申請書には、次の各号に掲げる書類を添付すること。
(1) 申請防火対象物の許可等に係る申請書の写し
(2) 建築図面(案内図、配置図、平面図、立面図等)
(3) その他申請に必要な資料
- 3 申請書の 印の欄は記入しないこと。

消防法令適合状況調査結果報告書

起 案	年 月 日	決 裁	年 月 日	公 印
		起案者 氏名		印
				印
<p>年 月 日付けで消防法令適合通知書交付申請書が提出され、 年 月 日に調査したところ、判定結果表のとおりでありましたので、報告します。 つきましては、消防法令に ため、 (別添)を交付します。 記</p>				
申 請 者			防火対象物の概要	
住所又は 所在地、 氏名又は 名称及び 代表者名		所在地 名 称 構造及 び面積		
申請理由				
<p>旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備 の変更届出 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規 定による登録 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第7条第1項又は第18条第2 項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 3条の規定による営業許可 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条の規定による営業の許可 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定による営業の許可 その他()</p>				

(裏)

判定結果表

判定項目	結果
命令事由の有無	適 不適
防火対象物点検の特例認定の取消し事由の有無	適 不適
防火対象物の点検及び報告の実施	適 不適
防火対象物点検の虚偽報告の有無	適 不適
防火 防災 管理者選任（解任）届出書の有無	適 不適
防火管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	適 不適
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	適 不適
防火管理業務の一部委託	適 不適
管理権原を有する範囲（防火）	適 不適
防火管理に係る消防計画の実施	適 不適
自衛消防組織の業務の実施	適 不適
共同自衛消防組織の決定	適 不適
防火管理に係る訓練の実施回数	適 不適
防火管理に係る訓練の事前通報の有無	適 不適
統括 防火 防災 管理者選任（解任）届出書の有無	適 不適
全体についての消防計画作成（変更）届出書（防火）	適 不適
避難上必要な施設等の維持管理	適 不適
防災対象物品に対する表示	適 不適
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	適 不適
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	適 不適
設置届出書の有無	適 不適
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	適 不適
危険物施設等	適 不適
防災管理点検の特例認定の取消し事由の有無	適 不適
防災管理点検及び報告の実施	適 不適
防災管理点検の虚偽報告の有無	適 不適
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	適 不適
防災管理業務の一部委託	適 不適
管理権原を有する範囲（防災）	適 不適
防災管理に係る消防計画の実施	適 不適
防災管理に係る訓練の実施回数	適 不適
防災管理に係る訓練の事前通報の有無	適 不適
全体についての消防計画作成（変更）届出書（防災）	適 不適
火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	適 不適
指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	適 不適

備考

- 1 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 2 判定対象の防火対象物に判定項目に係る基準が適用されない場合は、当該判定項目は除外する。

第4号様式(第6条関係)(ろ)(ほ)

浜 消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長



回 答 書

年 月 日付けで消防法令適合通知書の交付申請のあった下記の防火対象物については、消防法令に適合していないため交付できないことを回答します。

記

1 名称

2 所在地

3 立入検査実施日

年 月 日

4 消防法令に適合していない理由

第5号様式(第7条関係)(ろ)(ほ)

浜消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長



回 答 書

年 月 日付けで照会のあった下記の防火対象物についての消防法令適合
状況について下記のとおり回答します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者氏名
- 4 消防法令適合状況

- 5 備考